

サイバーセキュリティ 2015（案）に対する意見

一般社団法人新経済連盟

サイバーセキュリティ 2015（案）に対し下記のとおり意見を提出する。

1 総論

当連盟は本年5月29日に提言「情報セキュリティに関する意識向上に向けて」を提出しているため参考にしていただきたい。

2 各論

P5 1.3 「(1) サイバーセキュリティ関連産業の振興（イ）」について

（意見）

クラウドセキュリティガイドラインの普及促進にあたって既存のガイドラインと連携して進めていただきたい。

（理由）

大学や研究機関等で既に作成・普及促進をしているため、これらの動きと連携した方がより速やかな対応ができるため

P20 「3.2. 国際社会の平和・安定 (1) サイバー空間における国際的な法の支配の確立」及び P22 「3.3. 世界各国との協力・連携」について

（意見）

国際的なサイバーセキュリティ政策について、我が国政府が民間の自主的取組を尊重した方向性を主体的に示していくべきことを明記すべき

（理由）

民間によるサイバーセキュリティ確保に向けた活動が委縮しないようにするため

P21 「3.2. 国際社会の平和・安定」中、「(2) 国際的な信頼醸成措置」について

（意見）

我が国政府が特定のセキュリティ手法やセキュリティ技術を民間事業者に課すことがないようにすべき

（理由）

民間の対応に柔軟性がなくなり、日本特有のガラパゴス的な対応になる可能性があるため。

P27 「4.2 人材の育成・確保」について

（意見）

政府による民間の自主的取組みの尊重と支援について追記すべき

（理由）

人材育成策も民間との協同で実施しているものが含まれているように、技術の進展が早いサイバーセキュリティ上の課題については、政府機関主導だけではなく、民間の自主的な取組みを尊重し、政府がそれらを支援することにより、柔軟性を確保でき効率的であるため。

P28 「4.2 (2) 初等中等教育段階における教育の充実（ア）」について

（意見）

- ①教育委員会や各機関の職員、先生方にセキュリティのリスクマネジメントを国全体で徹底的に教育して頂きたい。
- ②産学連携で協力して推進して頂きたい。

（理由）

初等中等教育機関や教育委員会の職員、先生方の情報セキュリティに対するモラルが高いとは言えない。例えばUSBキーを無くした場合も特段処罰があるわけでもなく、新たなセキュリティ対策を講じる事もなく穏便に処理されていると考えられるため。

以上